

新潟県立高田高等学校「3学年学習合宿」事業委託プロポーザル募集要項

1 事業概要

(1) 業務名

新潟県立高田高等学校「3学年学習合宿」事業委託

(2) 事業の目的

本事業は、受験の天王山となる夏を効果的に過ごすため、学習習慣形成の一助とする。また、協調性を養い、みんなで頑張る雰囲気（“受験は団体戦”）を作り、集団としての学習体制を整える。

(3) 参加人数予定（予定）

170 名（生徒 160 名、引率教員 10 名）

(4) 業務内容

別紙「3学年学習合宿仕様書」のとおり

(5) 見積限度額

一人あたり 30,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

本プロポーザルに参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと
- (2) 新潟県内に本社又は支社（営業所又は事務所を含む）を置く者であること
- (3) 旅行業法施行規則第 1 条の 2 第 1 項に規定する旅行業務の登録がされていること
- (4) 過去 5 年以内（平成 31 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）に、高等学校及び中等教育学校に係る研修旅行（修学旅行を含む）の受託実績があること
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと
- (7) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

3 企画提案書作成要領

(1) 提出書類

ア 企画提案書 5 部（下記の事項について、それぞれ具体的に記載願います。）

(ア) 行程

- ①交通手段
- ②宿泊施設の概要、安全性

(イ) 安全管理

- ①研修中の急病や事故など緊急時の連絡体制や対応

②コロナウィルス感染予防への対策

イ 見積書 5 部

①交通費、宿泊費、諸経費、保険料等の明細を明記し、代表者印を押印すること
様式は任意

(2) 提出期限

ア 期限：令和5年10月16日(月) 17時(必着)

イ 提出先：問い合わせ先に同じ

ウ 方法：持参又は郵送

4 審査要領

(1) 審査方法

(2)に定める審査基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者を特定する。

(2) 審査基準(※審査員1人当たり)

審査項目	審査の視点	配点
基本構想	①学校が依頼した諸条件がよく反映されているか。	20
行程	①生徒に負担のない交通手段が確保され、移動時間は効率的でわかりやすく示されているか。 ②宿泊施設の利便性は高いか。	30
安全体制	①計画全体において生徒に負担がなく、安全が配慮されているか。 ②緊急時の対応が明記されており、連絡体制が十分であるか。 ③コロナウィルス感染予防対策が十分であるか。 ④保険の内容が十分なものとなっているか。 ⑤業者及び担当者の信頼度は高いか。	30
費用	①この事業を達成するための適切な価格であるか。	20
計		100

5 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書により通知する。

6 ヒアリングの日程と審査結果通知

ヒアリング実施 令和5年11月1日(水) 16時から

(提案者には具体的な時間を通知する)

審査結果通知 令和5年11月8日(水)

7 契約の締結

審査委員会が最も優れた提案を行った者であると特定した者と委託契約の締結を行う。

8 問い合わせ先

郵便番号 943-8515

住所 上越市南城町 3-5-5

新潟県立高田高等学校 担当： 宮崎 達郎

電話番号 025-526-2412（進路指導室） Fax 025-523-0825

E-mail: shinro@takada-h.nein.ed.jp